

# 第一幕

## “協働”とは

～その求められている背景と意義～

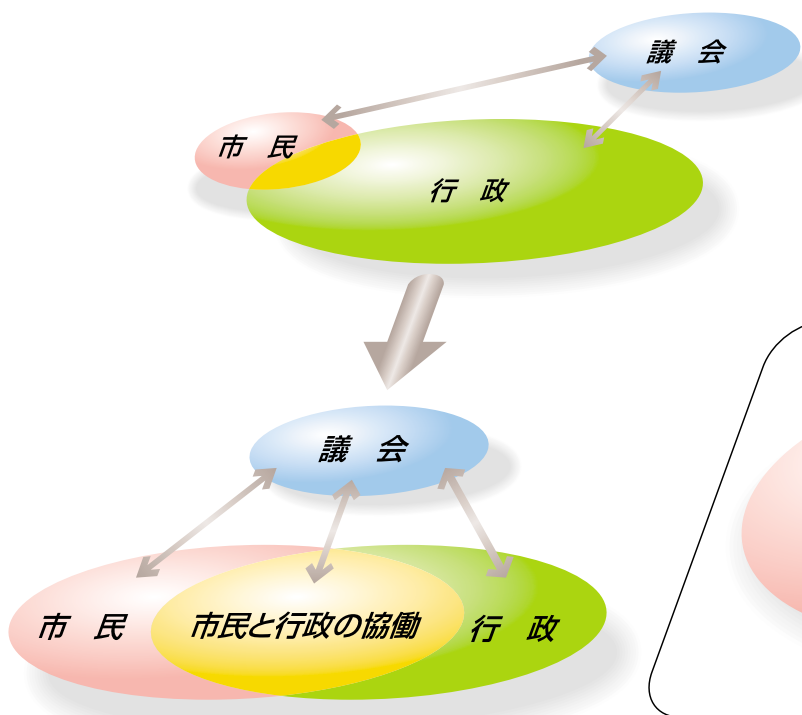
### 第一場 ●—— “協働” とは

私たちの生活しているまち\*<sup>1</sup>を、より安全で住み良い、魅力あふれるまちにしたい…明日の岐阜市を築くため、今、“協働のまちづくり\*<sup>2</sup>”は、みんなの共通の課題です。

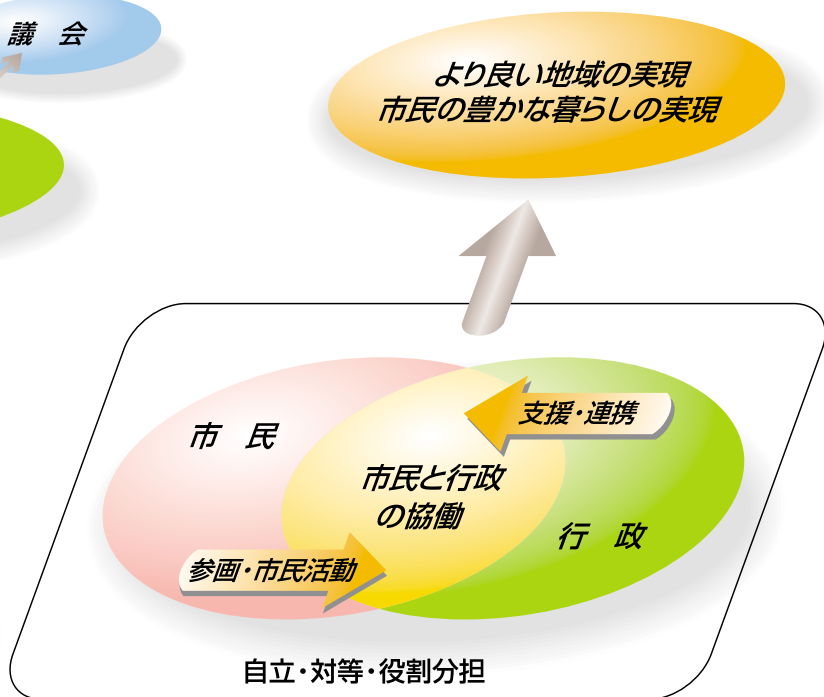
“協働”とは、「市民\*<sup>3</sup>がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題\*<sup>4</sup>の解決に当たること」を言います。

この“協働”の意味をみんなが共有するところから、“協働のまちづくり”は始まります。

これからの“協働のまちづくり”



“市民と行政の協働”によるまちづくり



※“市民相互の協働”はP22図を参照

## [解説]

### 「“協働”の理念」

“協働”とは、異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有し、それぞれの資源（人的あるいは物的等資源）や特性を持ち寄り、対等の立場で、協力してともに働くことです。岐阜市民に培われてきた“協働”の土壌をベースに、さらに明日の住民自治に向けての新たな“協働”のあり方が求められます。

### 「参加から参画へ」

行政にあっては、「住民へ一方的に事業を依頼し、サービスを提供するといった一方通行的な関係」から、「お互いの立場をともに理解し合い、尊重し、対話を通じて共通の目的を達成する双方向の協働関係」を目指すことが必要です。そのため、住民にとって受動的な参加だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に参加することのできる「市民参画社会」を実現することが必要です。

#### \*1 まち

地域と岐阜市全域。**地域**とは、従来の小学校区など、その目的や必要に応じて形成される一定の範囲（コミュニティエリア）を言います。**コミュニティエリア**は、住民が目的に応じて連帯するのに適した範囲・圏域を指します。「単位自治会エリア」（基礎的集落圏）に始まり、一般に徒歩で行き帰りのできる従来の小学校区を単位とする「自治会連合会エリア」（第1次生活圏）、自転車で行き帰りのできる複数の小学校区から成る「中学校区エリア」（第2次生活圏）、そして、複数の中学校区から成るエリア（第3次生活圏）などがあります。

#### \*2 まちづくり

道路や公園の建設などハード分野の「街づくり」だけでなく、健康づくりやリサイクルなどのソフト分野まで、住み良い環境を築くための取り組み全般。一人ひとりが、地球温暖化などに深く関わっていることを認識し、生活改善に取り組む個人の活動も広くは「まちづくり」と捉えられます。

#### \*3 市民

岐阜市に在住・在勤するすべての個人、団体、企業。これに対して、**住民**とは、地域社会の構成員としての市民を指します。それぞれの地域で生活を営む住民は、地域固有のまちづくりの担い手であることから、市民はまず地域の住民である、という点に重きを置き、市民という表現とは使い分けています。

#### \*4 社会的課題

住民・市民や地域・市に共通する課題。これらの課題解決に当たる活動が「まちづくり」であり、この活動はまた「社会貢献活動」でもあると言えます。